

道路後退部分の非課税の手続きはお済みですか？

八代市では、建物を建てた際の建築基準法に基づく道路後退部分に対し、**道路後退部分の舗装等**及び維持管理を行い、固定資産税を**非課税**とする制度(確約書制度)を実施しています。

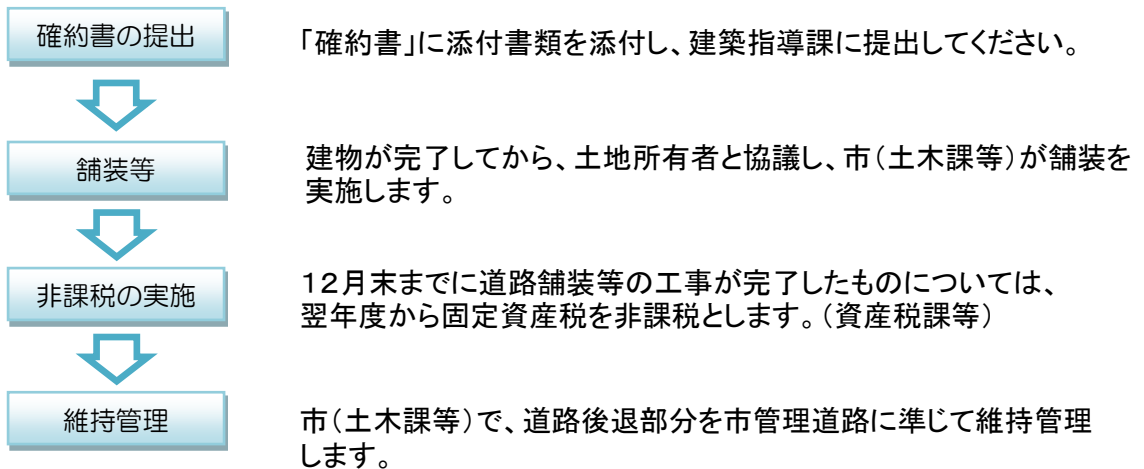
制度を利用するには、

「道路後退部分の道路施設工事等及び

非課税措置に関する確約書」

の提出が必要です。

■ 制度の流れ



■ 注意点

- 対象となる道路は、市道、里道のみで、県道、国道、私道については制度の対象外です。
- 道路後退部分については、将来的に市へ寄付することを承諾して頂きます。
- 確約書に添付する後退部分の求積図は、建築士などの専門家が作成したものが必要です。
なお、筆が複数ある場合は、筆ごとに求積していただく事が必要となります。

■ 提出書類

建築確認申請書に添付してある書類を利用して、作成できます。

ご不明な点があれば、建てた際の設計者、又は、建築指導課にご相談ください。

【確約書:正副1部ずつ及び別紙1部提出】

○ 「道路後退部分の道路施設工事等及び非課税措置に関する確約書」

- ・ 様式は建築指導課にあります。
- ・ 別紙(確認書)に市政協力員の記名、押印が必要です。

【添付書類:3部提出】

① 位置図

- ・ 建物の場所が分かる地図を添付してください。

② 敷地の配置図

- ・ 道路の幅員、後退の寸法が分かるものを添付してください。

③ 道路後退部分の求積図

- ・ 道路後退の基準点 (道路中心線 又は 道路対面境界) を確定の上、作成されたものが必要です。
- ・ 筆が複数ある場合は、筆ごとに求積が必要です。

④ 字図

- ・ 建築確認申請書に添付がなければ、熊本地方務局八代支所にて入手してください。

⑤ 土地の登記簿(複写)

- ・ 建築確認申請書に添付がなければ、熊本地方務局八代支所にて入手してください。

⑥ 道路後退状況写真

- ・ 後退していることが分かる全景写真を添付してください。

※ その他、官民境界確定書など境界が分かるものが手元があれば、添付して下さい。

《書類提出先・お問い合わせ先》

八代市建築指導課 指導係

〒866-8601

熊本県八代市松江城町1-25

電話:0965-33-4750